

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389

在米大來往信電

アジア局長
審議官
総務参事官
北東アジア課長

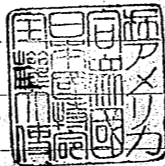
旅券課長
(馬部 佐野 氏)

領事第2301号

昭和34年5月29日

外務大臣臨時代理
内閣総理大臣 岸 信介 殿

在アメリカ合衆国
臨時代理大使 下田武



沖縄へ入域する特定米口人の入域
許可取付け免除に関する件

沖縄へ入域しようとする者は、原則として事前に米関係当局の入域許可を取り付ける必要があること屢次本省訓令により明らかとなつてきたが、最近米口陸軍省参謀本部より首題の件に関し、別添字を通り申し越すとともに口頭で右該当者、特に沖縄に入域する軍構成員の家族、軍属並に公に在る家族の通過査証申請に対しては、適当の考慮と理解を望む旨を申し入れられた。5月27日当館にわけては前記書面を検討するに付、米関係官の説明を聴取したところ、米口人の場合



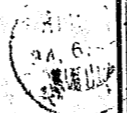
144

在外公館 回覧番号

並北 1241

旅券課長

にあつては、本件許可は、現地軍当局により行われ
るものと、米琉球民政長官により行われるものと
大別されるが、軍関係者にあつては、(1)軍構成員
及び軍属 (PCS=長期勤務員 及び TDY=
1時的訪問者 の双方) (2)軍構成員または軍属
の PCS に該当する者の家族。軍関係者以外
の者にあつては、外交旅券または公用旅券所持
者は本件許可制度、適用から免除され、これら
特定人は入域許可を取付けることなく入域す
ることができるとある。従つてこれら該当者が
本邦至由沖縄に赴くための査証申請を行うに
当つては、相互主義または片務的互協定に基づ
た査証の必要としないものとして、外国人の場合と同
様、査証事務処理規定付属別表一覽表に掲
げられてある「通過査証」の項の目的別定不
類」の類の表示書類はこれに表示し得ない
が、この入域には支障のないものがあることが
明らかとなつたため右念のため報告する。
なお、これら該当者の査証取付けに当り、軍関係
者以外の者の場合にあつては、その身分を認
定するに當り、何等の異議はないが、軍関係者の場合



144

在外公館

あつては身分確認の手續に充てられたい趣があるから右念のため申添之。

- (1) 軍属は、公用換券 または公用で沖縄へ赴く旨の稟書あり一般換券所持して、原則として関係官庁の公文書で身分を明らかにする。
- (2) 軍構成員または軍属が PCS に該当する者の家族は、所持換券(一般換券)の裏面に次の稟書が添付されている。
- (3) なお軍構成員は換券より Identification または Travel order により基く理由あり。査証取り付には関係はなしの様。

This passport is valid only for use in connection with the bearers residence abroad as a dependent of a member of the American Military or Naval forces or a dependent of a civilian employe of the government on active duty outside the continental limit of the United States.

別紙添付

本信送付先 在米各公館長(除国連)

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

昭和35 11973 (旅)

ワシントン 6月2日 1730 発
本省 3日 0741 着

藤山大臣 朝海大使

『米大統領訪日随行記者の沖縄経由入国に関する件』

第1434号 平

貴電第936号及び往電第1159号に関し、

2日毎日の大森より入手した情報によれば、米大統領がフイリツピン、中国、沖縄の順にて訪日することとなつたので、その随行記者については White House で、これら2ヶ国1地域の入国査証または入国許可を取り付けることとなり、本2日中に右2ヶ国1地域を記入した所持旅券を White House へ提出すべき旨の係官指令を受けたとて、その所持旅券に右2ヶ国1地域の追加申請があつた。沖縄を旅券に追記することは制度上適當ではないが、本件随行記者に限り追記差支えないか。若し差支えありとすれば30年11月9日付移渡合第1642号の国籍証明書も該当しないが如何なる渡航文書によらしむべきか折返し御回電ありたい。

なお、朝日の津島は取り止めとなつたので、本件該当者は大森1人となつたが、回訓をまついとまも、仮に国籍証明

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

(第1434号の2)

誓の発給を妥当とするもこれを発給するいとまが全く無かつたので機宜の措置として旅券に追記し、本省の回訓をまつて適宜補正する措置をとることとしたから右御追認を乞ふ。

(了)

配布先 官房長、移局長、移参、総、儀、亜北、米北、情道、啓、旅

外務省



亜北第53号
昭和37年1月23日

在米大使殿

外務大臣

沖縄問題に関するボールドウイン
との会談の件

客年12月18日付貴信政第7081号に関
し、現況並びに当省の見解下記のとおり。

- (1) 貴信の1に関し、沖縄住民に対する日本旅
券の現地発給問題は、ケイセン報告に基く日
米折衝の際議題となることも予想し、目下検
討中であるが、考え方としては、(1)米側との
諒解の下に那覇南方連絡事務所を經由官庁と
して旅券の申請受理並びに交付事務を行なわ
しめるか(この場合は現行旅券法の改正を要

する)、(2)同事務所長を外務事務官併任とし、
これを本省の窓口と看做して旅券の発給をも
行なわしめるか、の2案があるが、いずれに
せよ本件は米施政権と絡み合う微妙な関係に
あり、貴信中のボールドウインの発言をどの
程度有力視しうるか十分検討を要する。この
点に関し、米政府部内の意向等参考となるべ
き情報あれば追報ありたい。

- (2) 貴信の2に関し、池田・ケネディ会談にお
ける国旗掲揚の了解に基づき、昨年6月24
日付米高等弁務官名の琉球政府主席宛書簡を
もつて「琉球列島で認められているすべての
日本の祝祭日、正月の3日間および琉球の祝
祭日には公共建物に日の丸を掲げることが許
可する。この国旗掲揚の許可は琉球政府、立
法院、裁判所、市公会堂及び学校等の公共建
物に適用される」旨の指令が発せられ、これ
は沖縄の旧盆より適用された。

しかし、右祝祭日中に日本の憲法記念日の

み脱落しているので、この点に関し当省より米側の見解を質したところ、米側は、これは琉球立法院による立法中に同記念日が含まれていながつたためであるが、立法院において法律改正を行い、憲法記念日祝祭日に指定するならば、同日に日本国旗掲揚を認める用意がある旨回報越した。(現在のところ未だ同法律改正は行なわれていない。)

しかるところ、同指令が書簡をもつて行なわれたため、同書簡は、日本国旗掲揚制限を規定する現行布令(第144号)改正の効力を有するものなりや否やが現地側において問題とされ、これに対し米側は一応肯定の解釈を示したが、本年1月1日付、改めて布令改正の措置をとつた。

以上の次第で、本件は、上記憲法記念日について現地における法律改正が行なわれるか否かの点はあるが、現在特に現地住民側に問題はないと解している。

(3) 貴信の3連絡協議委員会の構想に関し、正式外交ルートを通じ日米兩國政府間で折衝されるべき基本的事項は対象とならないが、既に両政府間で合意決定を見た事項、主として沖縄援助の実施に関する技術的な諸問題等について、琉球政府を加えた日米行政当局間の協議機関を設ける趣旨ならば、わが方としてもこれに賛成であり、この政府の考え方は非公式に米側に連絡済みである。

米側の意向もほぼ同様のように、昨年秋頃米高等弁務官は大田行政主席に対しこの線での機関設置に了解を表明した旨の情報があつたが、その後、行政主席側において、同機関で政治的問題の討議をも取り上げうるかの如き発言をなした等の事情も絡み、現在までのところこれ以上の進展を見せていない。当省としては本件についてはケイセン報告にもとづく米國政府の新政策について協議する段階において米側と折衝する意向である。

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 3719 贈 電光
 フォント 2月15日 2030 宛
 本 看 16日 1107 看
 小坂大臣 朝倉大使
 沖縄問題に関するオールソウ
 との会談の件

第342号

1月23日付電信電光第353号に關し、

1. 15日加藤ハイエーガー兼アジア局長
 と会談の際、沖縄住民に対する日本経済
 統制問題と能水氏との先方は「漸く
 電光報告の検討を一応終り、沖縄問題
 に対するニューアプローチに關する政
 策につき日英長官及び日欧長官の決裁
 と前める段階に至っているのが、今この
 ようなセカンダリーな問題を持ち込ま
 れると政策全般に影響し、その能水が

外務省

極秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

あるので、自方としては旅客問題等はは
 むしろ全件の問題に關する最終決裁が
 あつた後に採り上げる方がよいと思ふ。
 旨述べた。

2. 自方より両長官による決裁は速うちに
 行われる見通しなりやと尋ねたところ、
 英方は「吾人ともいふかわる、という事は
 或いはさうに両長官より疑問の點に
 關し再検討を命ぜられることもあり得
 るので時期はつき推測する事は危険
 である。また沖縄問題に対するニュー
 アプローチというも米日間の沖縄政策が
 根本的に修正される(revolutionary
 change)わけでは無いので、この英米
 談解をききよう願ふに」旨述べた。

(3)

外務省

目録 (左) (右)

主管課長

電信

Handwritten notes in the left column, including numbers and names.

電信

主管課長

電信

Handwritten notes in the right column, including numbers and names.

Stamp: 30.5.75

裁
無期限

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
付	2		
属		4271	

発送日 昭和40年10月15日
 発信 印 タイプ 印

文書課 (印) 公 信 案 (分項)

公 信 案 第 1241 号 公 信 昭 和 40 年 10 月 15 日 日 付

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主 管 北米局長 参事官 主任 北米課長	起案 昭和 40 年 10 月 14 日 起案者 渡藤 電話番号 444
---------------------------------------	-------------------------------	---

書

受信者 在米 武内大使	発信者 姓名大臣
写送付先	(希望発送日) 月 日

件 名
インドネシアに備へ予定の軍事基地
反対大会に出席の神縄経民に付いて

GA-2 15 1 外務省 回覧番号

米北第1241号

昭和40年10月15日

在米大使殿

外務大臣

インドネシアに備へ予定の軍事基地
 反対大会に出席の神縄経民に付いて
 インドネシアに備へ予定の軍事基地反対大会に
 出席する一行のうち、神縄人民党の代表に選ばれた
 芳沢弘明に対する旅券の発給問題に付いて、
 在京米大使館との接合の要旨等を参考迄に
 附送する。

付属物添付

GA-4

外務省

米国民政府布令第147号(1954.8.12)
改正第1号(1957.3.29)
改正第2号(1958.9.24)
改正第3号(1960.3.7)

「琉球住民の旅航管理」

第3章 日本旅行証明書

第6条 日本へ旅行しようとする琉球

住民は、琉球政府出入管理課に対し、左の各号

に掲げた書類を提出し、日本旅行証明書の

発給を申請しなければならない。(改正1)

1. 申請書(別記第1号様式) 2通、英文1通

に和文1通とし、各申請書には押印又は拇印

を捺すこと。

その他資料が必要である場合には、申請人

は当該資料を提出しなければならない。(改正1)

2. 戸籍謄本又は戸籍抄本(申請書が第13項

に掲げられたものである場合、提出の日前6月以内

に作成されたものとする) 1通(改正1)

3. 写真(申請書が第13項に掲げられたものである

場合、提出の日前6月以内) 1通(作成されたもの

とする。) 2葉

日本旅行証明書の発給を受けようとする者が

同一戸籍内にある場合、1通に達しない限り

7を同様とするは日本旅行証明書発給申請

書にその旨を記載することとする。ただし、併記

その子の数は日本旅行証明書1部につき

2人までとし、写真を2寸4分の2葉ずつ添付

しなければならない。(改正1)

昭和41.5.16
(人事興信録41)

丸山真男 (53才)

群馬県出身

(現在) 東京大学法学部教授

(1914)
大正3年3月22日、丸山幹治の二男
に生まれ、昭和12年(1937)、東京

大学政治学^科卒業。同助手を経て
昭和15年6月 助教授、同15年7月

教授に就任。専攻は東洋政治思想
史、日本近代思想史。

昭和36年から同38年までハーバード
大及びオクスフォード大に客員教授と

して招かれた。昭和20年の「日本
政治思想史研究」により毎日出版文

化賞を受けた。他に「現代政治の思
想と行動」及び「日本の思想」の著書が

あり。(了)

昭和41.5.16.
(人事興信録参照)

都留重人 男
つる (ガ) と 大分県出身

(現在) 一橋大学教授、評議員、資源調査
会、総合エネルギー調査会、公害審議会、学

術奨励審議会委員、日本租税研究協
会常任理事、日本フェア研究所、統計

研究会、日本地域開発センター、日本経済
研究センター各理事、国際文化会館評

議員、

明治45年3月6日、故喜一の長男に
(1912)

生まれる。昭和19年、ハーバード大経済
学部卒業後、同助手を経て、同18年

東京産業大東亜経済研究所研究員とな
り、その後大使館二等書記官、総司令部

経済顧問、安本総合調整委副委員長

と歴任、昭和29年東京商大教授
に就任、昭和6年以來米、中、ソ、仏

英に渡航。デューク大客員教授として
出張。昭和29及30年バングラ

国連アジア経済委員会勤務。同31
年より32年までハーバード大客員教授。

同33年カナダのブリティッシュコロンビア
大、同34年より35年同間エール大、

ミネソタ大、ジョージタウン大、ロンドン大、
ハーバード大の客員教授となる。

(著書) 「米国の政治と経済対策」
「国民所得と再生産」
「経済を其の眼」
「経済学入門」
「戦後日本のイノベーション」
「経済を動かすもの」

別添 寄表文キキトは寄表電伝(5月9日)
米大あて伝電キキ2号に全文(英文)
反報付

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付		初添添付	
既			

発送日 昭和42年1月6日
発信タイプ

文書課 (分組) 公 信 案

公信番号	米北 第 9 号	公信日付	昭和 昭和42年1月 5日
大 臣	政務次官	事務次官	外務審議官
官 房 長	主任	北米局長	参事官
		北米課長	主任
		起案者	森山 電話番号 671
受信者	在米 武田 大使	発信者	三木 大臣
写送付先		(希望発送日)	1月5日 編印1133
件 名	沖縄住民に対する旅券発給に関するプレス・リリース送付について		
GA-2	外務省 5 246	回覧番号	/

日米協議会第四巻参照

米北才 9号

昭和42年1月 5日

在米大使殿

外務大臣

沖縄住民に対する旅券発給に関するプレス

リリース送付について

1月4日付貴電キキ7号を以て空送方依頼のあり、本年5月9日付
沖縄住民に対する旅券発給に関する外務省プレス・リリースとは
同日開催された沖縄に関する日米協議委員会第9回会合で
日米双方が合意の上、同日東京で、外務省及び米大使館から発表
された新聞発表の次第を以て之を以て之とす。同発表文
英文テキスト全文2部別添のとおり送付する。

GA-4

付属添付

外務省

